

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 緑の基本計画の背景

近年、地球温暖化の進行など世界的規模での環境破壊の問題や、阪神・淡路大震災においては、緑が延焼の防止や避難場所として重要な役割を果たしていたことなどから、人々の「緑」に対する関心が高まりつつあります。また、自然との共生に対するニーズの高まり、高齢化社会の進展等の社会変化から、緑の質に対する要求も年々多様化してきています。さらに市街地においては、寺社地などの緑が貴重な自然空間となっている状況も見られることから、今後は、より総合的なまちづくりの観点から緑の保全や緑化の推進を行うことが求められています。

これまで緑に関する総合的な計画としては、「緑のマスタープラン（昭和52年）」がありましたが、この計画は都市計画公園や施設緑地の整備を主な目的とし、範囲も広域都市計画区域を対象としていたため、各地域の実情にあわせた緑地の配置や計画の推進が困難な状況にありました。その後、市町村が策定することができる「都市緑化推進計画（昭和60年）」もありましたが、都市計画公園等の配置と緑化の推進が施策として統一化されていませんでした。

こうした状況を踏まえ、平成6年、都市緑地保全法の改正にともない「緑のマスタープラン」が対象としてきた都市計画公園や施設緑地に関する事項と、「都市緑化推進計画」が対象としてきた緑化推進に関する事項をあわせ、市町村が策定主体となった「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、緑の基本計画）」が制度化されました。

## 2. 計画策定の目的

本市においては、昭和54年3月に沼津市、長泉町、清水町とともに東駿河湾広域都市計画区域緑のマスタープラン策定調査が行われ、その調査に基づき平成8年3月に「三島市緑の基本計画策定調査報告書」を策定しましたが、その後、10年近くが経ち、近年、「街中がせせらぎ事業」や市民団体による湧水の保全活動をはじめ、緑と水に対する様々な取り組みが行われるなど、市民の緑に対する関心が高まっていることから、これらの活動に対応した総合的な緑化の推進に関する新たな計画の策定が必要とされる状況となっています。

このため、今後の本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的な指針や具体的な取り組み等を明らかにするとともに、住民や関係者に広く周知し、協働して「ふるさと」の緑の保全・創出・活用を進めていくことを目的とします。

「緑」：植物に覆われた一定の範囲や箇所のほか、公園などの施設のなものや、野原や水辺などの自然資源を示すなど広義な意味を持ちます。

緑のマスタープラン：平成6年の都市緑地保全法の改正により「緑の基本計画」となるまで、都市計画公園や施設緑地（下記参照）に関する事項を定めていた計画です。

都市計画公園：都市計画法に規定されている都市施設としての公園のことです。

施設緑地：都市計画施設として整備された公園・緑地や、公共・民間施設などに付して設置される広場などを指します。

広域都市計画区域：1つの都市だけでなく、地理的、社会的つながりが強く、一体的にまちづくりなどを検討すべき複数の都市計画区域の集合体を意味します。三島市の場合、沼津市、長泉町、清水町が（東駿河湾）広域都市計画区域に含まれます。都市計画区域とは、都市計画法に定める事業の実施や土地の利用を誘導・規制する範囲を指します。

都市緑化推進計画：計画的な都市の緑化を推進し緑豊かなうらおいのある都市環境の形成を図ることを目的として、昭和60年に当時の建設省が地方公共団体に策定を要請した計画です。

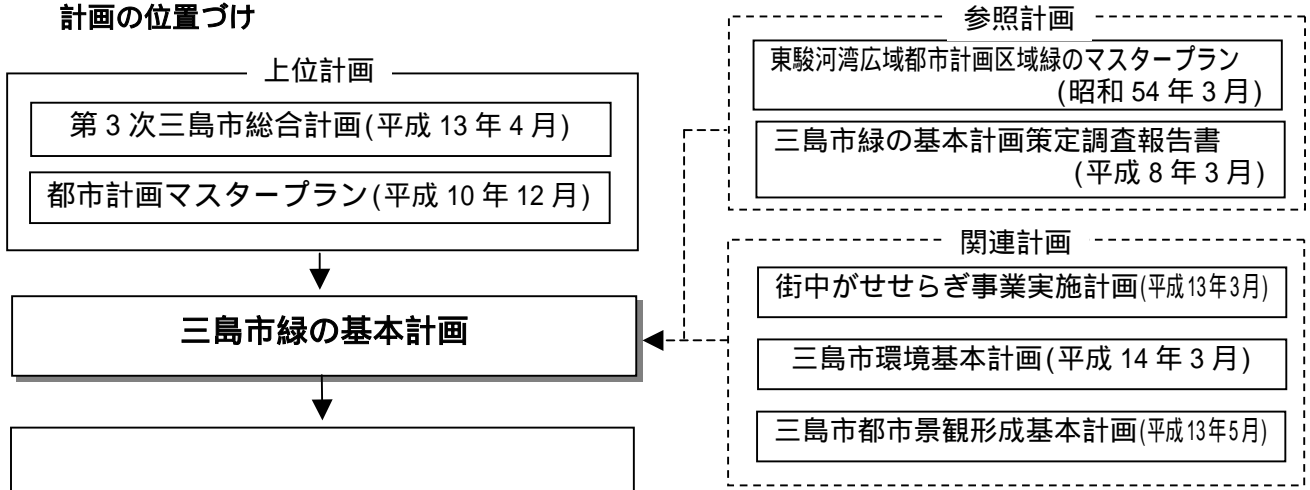
街中がせせらぎ事業：三島市商工会議所が創立50周年記念事業として平成8年に提唱された「街中がせせらぎ」ビジョンを契機とし、市民・事業者・行政が一体となった水と緑の環境整備に関わる一連の取り組みです。

### 3. 計画の概要

#### (1) 計画の位置づけ及び策定方針

本計画は第3次三島市総合計画及び都市計画マスタープラン等の上位・関連計画を踏まえた計画であり、都市と緑とオープンスペースに関する総合計画としての位置づけを持ち、今後、展開される緑地の保全及び緑化の推進に係る施策・事業に対しては、その指針となる計画として位置づけられます。

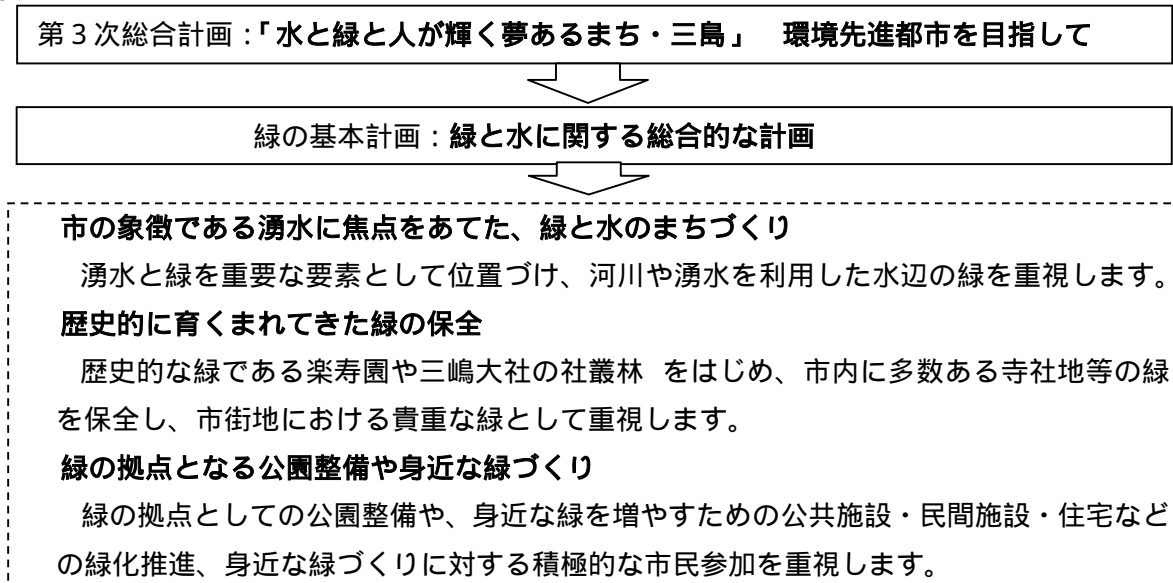
##### 計画の位置づけ



このような位置づけを踏まえ、本計画では、第3次三島市総合計画の将来都市像「水と緑と人が輝く夢あるまち・三島」環境先進都市を目指しての実現に向けて、キーワードとなる“緑と水”の保全を中心にしつつ、新たな緑づくりの推進を目指します。

なお、都市計画マスタープランや街中がせせらぎ事業実施計画など、既定の上位計画、関連計画等による緑づくりに関する方針についても参照します。

##### 策定のポイント



**オープンスペース**：公園、広場、あるいは農地などの自然的な土地利用で建物等に覆われていない土地の総称です。主に住宅地の公園や、オフィスビルなどの敷地の広場を指します。

**街中がせせらぎ事業**：p.1 参照

**社叢林**：寺社地にある樹林のことを指します。

## (2) 計画対象区域

本計画の対象区域は三島市全域（都市計画区域）とします。

## (3) 計画の対象となる緑

本計画で位置づけられる緑の種類は概ね下表のとおりです。

施設緑地	都市公園	住区基幹公園	街区公園
			近隣公園
			地区公園
		都市基幹公園	総合公園
			運動公園
		特殊公園	風致公園
			歴史公園
			墓園
		都市緑地	
	都市公園以外	公共施設緑地	
民間施設緑地			
地域制緑地等	法によるもの (森林法、河川法、生産緑地法、農業振興地域の整備に関する法律など)		
	協定によるもの		
	条例等によるもの		

## (4) 計画期間

本計画は目標年次を**平成 32 年**とし、**平成 22 年**を中間年次とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や法律の改正などに対応し、必要に応じて見直すものとします。

都市計画区域：p1.参照

施設緑地：p1.参照

都市公園：「都市公園法」に定義され、主に市や県が設置する都市計画施設としての公園や緑地を意味します。

地域制緑地：寺社地などの空地の多い施設や農地、森林、河川、水面などの広義な緑地のうち何らかの法制度により指定されている範囲を指します。